

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号
地位 確認 等 請求 事件
原告 吉 井 康 雄
被告 学校法人 大阪経済大学 外 2 名

平成 26 年 7 月 1 日

準備書面 (4)

大阪地方裁判所 第 5 民事部 4 係 御中

上記被告ら 3 名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告らは、原告準備書面 (3) における原告主張の慣行の存否に関する反論について、以下のとおり弁論を準備する。

記

- 1 原告は、「被告大学においては、被告大学を定年退職する者が次年度からの特任教員の任用申請をした場合 (申請後、自ら申請を取り下げた者を除く)、その者が特任教員任用対象 (旧規程及び現行規程の第 2 条 (1) に該当すること) である限り、特任教員に当然に任用されるとする労使慣行が確立しており (以下、「本件慣行」という。)、労働契約の内容となっていた。」と主張する。

しかし、この点については既に答弁書 5 頁「『5』について」で反論しているところであるが、再説しておく、被告大学において特任教員の任用は、特任教員任用規程 (甲 1) により、推薦委員会が学部長から提出を受けた「授業担当計画」をもとに任用基準 (同規程第 4 条) に基づき適当であると認められた者を各学部の教授会に推薦し、同教授会が、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定し、学部長はこの決定された候補者について理事

会に報告し、同理事会が承認すること（同規程第5条）によって行う旨の明文の規定が存する。

- 2 したがって、原告が主張する本件慣行は、上記明文の規定に抵触する内容であるところ、かかる慣行が存在し、雇用契約の一内容となっていたというためには、同種の行為又は事実が長期間反復継続されていること、当事者が明示的にこれによることを排斥していないことのほか、上記明文の規定を制定改廃する権限を有する者あるいはこれと同視し得る者が当該取扱いについて規範意識を有していたことを要すると解すべきである。

しかして、理事会が特任教員として採用する旨の承認（決定）を行う前提となる教授会決議は、本学経営学部においては実質審議の上出席教授会員の3分の2以上の同意という厳格な方法によっている（乙4の第9条）。

また、本学経営学部において特任教員の採否について実質審議がなされた際、教授会出席者から、上記明文の規定によらずに慣行に従って、特任教員に採用しないことにつき合理的な理由がない限りは特任教員に採用すべきである旨の異議が出たことはなく、教授会出席者らは上記明文の規定に従うべきことを認識していたことは明らかである。

- 3 以上の点からして、被告大学において、長期間にわたり、希望すれば特任教員に採用される状態が継続してきたと認めることはできず、かえって、当事者は上記明文の規定に従う態度であることを明示してきたものであり、上記明文の規定を制定改廃する権限を有する大学評議会や教授会が原告主張の慣行について規範意識を有していたと認めるのは困難であると言わなければならない。
- 4 ところで、原告は、特任教員任用の申出をした者25名に対し23名が任用されているとか、平成18年度から任用されなかったのは原告のみであることを強調しているが、任用された者はいずれも上記明文の規定に則って採用された者で、同規定によらずに特任教員任用対象（つまり、被告大学に6年以上勤務し定年退職した専任教員）として当然に特任教員として任用されたものではない。また、原告は、渡辺教授の意見を指摘するが、同教授の見解はあくまで個人的なものにすぎず、経営学部教授会の共通認識とはいえないし、また旧規程（乙6）と現行規程（甲1）の任用基準に変更はない旨主張するが、仔細にみれば変更点は明らかである。また、教授会の議決も学部によっては挙手であったり、議長によ

る口頭説明後拍手によって議決に代えるという儀礼的な方法をとっていたりしたとしても、各学部が教授会の自治のもとに独自の方法により審議・議決してきたもので特段問題はない。いずれにしてもこれまで任用された特任教員候補者らについては、上記任用基準の要件を具備しているが故に議決（賛同）を得られたものであることは明らかであり、原告の主張する本件慣行が存在したという根拠にはならない。

以上